

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会規則第3号

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(室及び課の分掌事務)		(室及び課の分掌事務)	
第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。		第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。	
室及び課	分掌事務	室及び課	分掌事務
教育	[略]	教育	[略]
企画	学校施設担当の分掌事務	企画	学校施設担当の分掌事務
室	(1)～(4) [略] (5) 市町村立学校の施設及び設備の整備に係る <u>技術的指導</u> 及び助成に関すること。 (6) [略]	室	(1)～(4) [略] (5) 市町村立学校の施設及び設備の整備に係る <u>指導</u> 及び助成に関すること。 (6) [略] <u>営繕担当の分掌事務</u> (1) 県立学校その他の施設の営繕に関すること。 (2) 県立学校その他の施設の教職員公舎の営繕に関すること。 (3) 市町村立学校の施設の整備に係る <u>技術的指導</u> に関すること。
	[略]		[略]
生涯学習	文化担当の分掌事務	生涯学習	
文化	(1) <u>文化活動の振興に関すること。</u> (2) <u>文化関係団体の育成及び指導に関すること（文化財に関するものを除く。）。</u> (3) <u>文化施設の設置及び運営の指導に関すること。</u> (4) <u>県立美術館に関すること（県立美術館に係る博物館資料の調査研究等に関することを含む。）。</u> (5) <u>県立青少年の家の設置、廃止及び管理に関すること。</u> (6) <u>岩手県民会館に関すること。</u> (7) <u>美術館協議会委員に関すること。</u>	文化	
課		課	
	<u>生涯学習振興担当の分掌事務</u> (1)～(14) [略]		<u>生涯学習担当の分掌事務</u> (1)～(14) [略]

(15) 社会教育委員及び図書館協議会委員に関する  
こと。

(16) [略]

文化財・世界遺産担当の分掌事務

(1)～(9) [略]

(10) 博物館協議会委員に関すること。

(11) [略]

[略]

[略]

教職 [略]

員課 厚生福利担当の分掌事務

(1)～(5) [略]

(6) 職員及び学校職員の児童手当に関すること。

(7) [略]

[略]

(名称、位置及び管轄区域)

第24条 教育事務所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	管轄区域
[略]		
花巻教育事務所	花巻市	花巻市、遠野市
北上教育事務所	北上市	北上市、和賀郡
奥州教育事務所	奥州市	奥州市、胆沢郡
一関教育事務所	一関市	一関市、西磐井郡、東磐井郡
大船渡教育事務	大船渡市	大船渡市、陸前高田市、気仙

(15) 社会教育委員及び図書館協議会に関する  
こと。

(16) [略]

文化担当の分掌事務

(1) 文化活動の振興に関すること。

(2) 文化関係団体の育成及び指導に関すること（  
文化財に関するものを除く。）。

(3) 文化施設の設置及び運営の指導に関するこ  
と。

(4) 県立美術館に関すること（県立美術館に係る  
博物館資料の調査研究等に関するを含む。）

。

(5) 県立青少年の家の設置、廃止及び管理に関  
すること。

(6) 岩手県民会館に関すること。

(7) 美術館協議会に関すること。

文化財・世界遺産担当の分掌事務

(1)～(9) [略]

(10) 県立柳之御所史跡公園に関すること。

(11) 博物館協議会に関すること。

(12) [略]

[略]

[略]

教職 [略]

員課 厚生福利担当の分掌事務

(1)～(5) [略]

(6) 職員及び学校職員の児童手当及び子ども手  
当に関すること。

(7) [略]

[略]

(名称、位置及び管轄区域)

第24条 教育事務所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	管轄区域
[略]		
中部教育事務所	花巻市	花巻市、北上市、遠野市、和賀郡
県南教育事務所	一関市	一関市、奥州市、胆沢郡、西磐井郡、東磐井郡
沿岸南部教育事	大船渡市	大船渡市、陸前高田市、釜石

所		郡
釜石教育事務所	釜石市	釜石市、上閉伊郡
[略]		
久慈教育事務所	久慈市	久慈市、下閉伊郡のうち普代村、九戸郡のうち洋野町及び野田村
二戸教育事務所	二戸市	二戸市、九戸郡のうち軽米町及び九戸村、二戸郡

(分掌事務)

第25条 教育事務所の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(9) [略]

(10) 管轄区域内に所在する教育機関及び地方振興局等との連携及び連絡調整に関すること。

(11) [略]

(職及び職務)

第28条 事務局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		
本 庁	[略]	
	生涯学習	[略]
	文化課	文化担当課長 [略]
	[略]	
[略]		

2・3 [略]

(職及び職務)

第45条 [略]

2 [略]

3 前2項に規定する職のほか、学校以外の教育機関に、次の表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、同表の左欄に掲げる職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		
その他 の職員	主任指導主事及び 指導主事	[略]

務所		市、気仙郡、上閉伊郡
[略]		
県北教育事務所	久慈市	久慈市、二戸市、下閉伊郡のうち普代村、九戸郡、二戸郡

(分掌事務)

第25条 教育事務所の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(9) [略]

(10) 管轄区域内に所在する教育機関及び広域振興局等との連携及び連絡調整に関すること。

(11) [略]

(職及び職務)

第28条 事務局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		
本 庁	[略]	
	生涯学習	生涯学習担当課長 [略]
	文化課	文化担当課長 [略]
	[略]	
[略]		

2・3 [略]

(職及び職務)

第45条 [略]

2 [略]

3 前2項に規定する職のほか、学校以外の教育機関に、次の表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、同表の左欄に掲げる職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		
その他 の職員	主任指導主事及び 指導主事	[略]
	研修助手	<u>上司の命を受け、研修指導主事の職務を助ける。</u>

	運転技士	[略]		運転技士	[略]
	[略]			[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。